

食品ロス削減推進事業委託業務仕様書

1 委託業務名

食品ロス削減推進事業委託業務

2 委託業務期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

3 目的

佐賀県では、令和3年3月に「佐賀県食育・食品ロス削減推進計画」を策定し、県民一人ひとりが食品ロスの問題に当事者意識をもち、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていく取組を推進している。

本事業では、一般消費者が、食品ロスに関する知識を習得し、意識的に食品ロスを出さない行動を取ることができるよう行動変容を促すことで、食品ロス削減に資することを目的として実施する。

4 ターゲット

県内在住の幅広い世代を対象とする。

事業ごとにメインターゲットを設定する。

5 業務内容

（1）県民参加型事業の実施

ア 県内の食品関連事業者（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）と連携すること。

イ 実施時期は、食品ロス削減月間（10月）を中心とする。

ウ 参加者が、食品ロスを身近に感じられ、実際に取り組むきっかけとなるような仕掛けを工夫する。

エ メインターゲットの興味や関心を引く効果的な広報媒体を選定し、より多くの参加を促す。

オ 事業の効果検証のためのアンケートを実施する。アンケート項目は県と協議して決定する。アンケートの客体数は500以上、実施時期は任意、手法は問わない。

（2）幼児向け学習啓発コンテンツの制作

子どもの頃から食品ロスへの興味関心の増大を図るため、幼児とその保育者や保護者等が、一緒に楽しく食品ロス削減について学び、実践につながるようなコンテンツとする。

ア メインターゲットへの訴求に適したクリエイターを配置する。

イ 県が不特定多数へ配布できるコンテンツを提案する。なお、コンテンツの形式は問わない。（例 冊子、絵本、カードゲーム、すごろく）

(3) フードドライブ (※) に係る普及啓発の実施

メインターゲットがフードドライブの取組を知り、興味を持ち、積極的に関わるきっかけとなるよう啓発を行う。

ア お盆や正月等、多人数で会食する機会や贈答品を受け取ることが多い時期を考慮すること。

イ 単なる広報活動にならないよう留意し、メインターゲットを設定し、効果的なタイミングかつ手法を提案すること。

ウ メディア掲載やSNSでの反響につながるような話題性を持たせる工夫をすること。

(※) フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、こども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。

6 進行管理

受託者は業務を確実に遂行できるよう実施計画及び工程表を作成し、進行管理を行うこと。

7 実施体制及び要員に関する要件

(1) 実施体制

ア 本業務遂行に十分な実施体制を敷くこと。

イ 統括責任者を1名配置すること。

ウ 適宜打ち合わせ、進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図ること。

(2) 要員

ア 各業務内容において、それぞれに必要な専門的知見を有し、同様の経験が豊富な者を配置すること。

8 完了報告

委託業務の完了後、速やかに実施内容等を取りまとめ、以下の書類を提出すること。

(1) 業務完了報告書（紙媒体1部）

(2) 本業務で作成した成果物のデータ（動画、音源等）、記録写真データ等

(3) 本業務で作成した資料、アンケート結果（電子媒体）

(4) その他、佐賀県が受託者と合意のうえ、成果物として提出を求めるもの

9 委託料の支払い

完了払

10 留意事項

(1) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。

(2) 業務の遂行にあたっては、県と随時打合せをして行うこととする。

(3) 本仕様書に定めのない事項については、県と業務受託者が協議のうえ、これを定めるものとする。

- (4) 受託者が本業務により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は、編集タイアップなど媒体社が権利を保有する場合を除いて佐賀県に帰属するものし、県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ロゴ、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作権人格権を行使しないものとすることを原則とする。
- (5) 成果品の二次利用について、媒体社などが権利を保有する場合であっても、県は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。
- ア) 県が保有するホームページ、SNS 等での公開
 - イ) 講演会、イベントや企業訪問先などでの紹介・上映・配布など
- なお、その他の二次利用やタレントなどを起用する場合の使用期間については、両者協議の上、定めるものとする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (6) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。県の利用についても同様とする。
- (7) 本業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、県と受託者の協議により、県が認めたときは、この限りではない。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負うこととする。
- (8) 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、他の目的に使用してはならない。また本業務の履行にあたって知り得た情報を漏らしてはならない。
- (9) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取扱いには、佐賀県の定める「佐賀県個人情報保護方針」を遵守するものとする。